



# 宮 崎 県 公 報

令和3年11月15日 (月曜日) 第 255 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出 ( “ ) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 ( “ ) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療 ) の指定…………… ( “ ) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 ( “ ) 2	

○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療 ) の名称の変更…………… (障がい福祉課) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称 の変更…………… ( “ ) 2	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在 地の変更…………… ( “ ) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… ( “ ) 3	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 3	
<b>公 告</b>	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 3	

## 告 示

### 宮崎県告示第 890号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションはあとこ	日向市大字塩見 14005 番地	令和3年9月24日

### 宮崎県告示第 891号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひむか薬局西都平田店	西都市大字妻平田1515 番地	令和3年10月9日

### 宮崎県告示第 892号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	再開年月日
美郷町立西郷歯科診療所	東臼杵郡美郷町西郷田代29番地1	令和3年10月1日

### 宮崎県告示第 893号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第51条第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関は、その指定を辞退した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人いちき歯科クリニック	日南市吾田東10丁目5-27	令和3年12月1日

### 宮崎県告示第 894号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
川越 誠志	医療法人慶明会 おび中央病院	日南市	内科	令和3年11月1日
森 浩貴	県立延岡病院	延岡市	呼吸器外科	令和3年11月1日
柳田 洋平	医療法人相愛会 桑原記念病院	小林市	循環器内科・内科	令和3年11月1日
石田 翔太郎	医療法人文誠会 百瀬病院	日南市	整形外科	令和3年11月1日

宮崎県告示第 895号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
五ヶ瀬調剤薬局	五ヶ瀬町	薬局	令和3年11月1日

宮崎県告示第 896号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
五ヶ瀬調剤薬局	五ヶ瀬町	薬局	令和3年11月1日
早鈴マリンバ薬局	都城市	薬局	令和3年11月1日
訪問看護ステーションわすれな草	宮崎市	訪問看護	令和3年11月1日

宮崎県告示第 897号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年11月15日

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
社会医療法人慶明会 けいめい記念病院	国富町	医療法人慶明会 けいめい記念病院	社会医療法人慶明会 けいめい記念病院	令和3年10月4日

宮崎県告示第 898号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更年月日
		変更前	変更後	
龍水クリニック	宮崎市	こぶしクリニック	龍水クリニック	令和3年10月1日
社会医療法人慶明会 けいめい記念病院	国富町	医療法人慶明会 けいめい記念病院	社会医療法人慶明会 けいめい記念病院	令和3年10月4日

宮崎県告示第 899号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更年月日
		変更前	変更後	
合同会社訪問看護ステーションハピネス	宮崎市	宮崎市大字恒久1182番地4	宮崎市大字恒久4107番地2	令和3年10月11日

宮崎県告示第 900号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年11月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不土野字広瀬	旧	13.3～18.8	76.0

			1060番1から同郡同村同大字同字1060番24地先まで	新	15.4～21.7	76.0	13	〃	〃	〃	2719番3
							14	〃	〃	〃	2710番1
							15	〃	〃	〃	2710番2
							16	〃	〃	〃	2703番
							17	〃	〃	〃	2703番
							18	〃	〃	〃	2700番
							19	〃	〃	〃	2700番
							20	〃	〃	〃	2700番

## 宮崎県告示第 901号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年11月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市清武町加納字上平野甲2248番1から同市同町加納字大入甲2198番4地先まで	令和3年11月15日

## 宮崎県告示第 902号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 鳥越－1 地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 20 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 20 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字浮田字鳥越2702番
2	〃 〃 〃 2702番
3	〃 〃 〃 2702番
4	〃 〃 〃 2702番
5	〃 〃 〃 2702番
6	〃 〃 〃 2702番
7	〃 〃 〃 2702番
8	〃 大字柏原字倉瀬 307番 1
9	〃 〃 字横枕 259番 1
10	〃 〃 字横枕 259番 1
11	〃 大字浮田字鳥越2722番 4
12	〃 〃 〃 2718番 1

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、川間西地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和3年11月15日から令和3年12月14日まで
- 縦覧場所  
小林市役所野尻庁舎地域整備課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

--	--